

お知らせ

information

秋の全国交通安全運動を実施します！

○目的

秋になると、日没の時間が早くなるため、例年、夕暮れ時や夜間には、重大事故につながるおそれのある交通事故が全国的に多発します。

このような状況を改善するため、交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることによって、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

○期間

9月21日①から9月30日②まで

○運動のスポットガン

「夕暮れの一番星は反射材」

○運動の重点

- ①子どもを始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保

- ②高齢運転者などの安全運転の励行
- ③夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転などの危険運転の防止



土地の境界問題でお困りの方へ

福島地方法務局と県土地家屋調査士会では、連携して境界問題の解決を支援しています。

○筆界特定制度

筆界を明確にするため法務局の職員が専門家の意見を踏まえて、申請者などの意見に拘束されず、真実の筆界を特定します。

ただし土地の明け渡しなどの所有権に関する問題を直接解決するものではありません。

○土地家屋調査士会ADR制度
ADRとは裁判外紛争解決

手続のことで、土地家屋調査士および弁護士が土地の境界問題について相談・調停を行います。柔軟に解決のお手伝いをします。

ただし相手方の応諾がないと手続きを進めることができませんのでご注意ください。

【筆界特定制度】

○福島地方法務局不動産登記部門

☎024-534-2048

【土地家屋調査士会ADR制度】

○境界紛争解決支援センター
ふくしま
☎024-535-3937

自動車点検整備推進運動
重点実施期間9月から10月まで

長くご使用のクルマには、細かなケアが必要です。安全確保と環境保全には、クルマの点検整備が必要で

す。定期点検を実施して、車の不具合を減らしましょう。

○国土交通省東北運輸局福島運輸支局

☎024-546-0342

○県自動車適正使用推進協議会事務局
☎024-546-3451



「労働困りごと相談会」開催

賃金未払い、解雇、退職などの労使間のトラブルに関する困りごとや疑問についての相談をお受けします。

相談は無料で秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

○開催日時

午前10時から午後4時まで

○開催場所

・マイタウン白河
(白河市本町2)

・県会津若松合同庁舎

(会津若松市追手町7番5号)

※原則として事前予約制です。

(10月16日)金 午後5時まで受け付け)

事前予約は左記まで。

○県労働委員会事務局

(福島市中町8-2 県自治会館4階)

☎024-521-7594

ハロウィンジャンボ5億円
(1等3億円・前後賞各1億円合わせて)

ハロウィンジャンボミニ1,000万円
(1等1千万円)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

9月23日(水)2種類同時発売! 発売期間 9/23(水)~10/20(金)
抽せん日 10/27(日)

公益財団法人福島県市町村振興協会 各1枚 300円